

**令和4年度  
長崎縣市町村総合事務組合職員採用試験案内  
【令和5年4月採用】**

(大学卒業程度行政 一般行政事務)

長崎縣市町村総合事務組合総務課

長崎縣市町村総合事務組合の職員採用試験を、次のとおり行います。

- 1 申込受付期間 令和4年12月5日(月)～令和5年1月13日(金)
- 2 第1次試験日  
日 時 令和5年1月29日(日)  
場 所 長崎縣市町村会館  
(長崎市栄町4番9号)

3 試験職種、採用予定及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格
大学卒業程度	行政	一般行政事務	若干名	平成7年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者

次の各号の一つに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に該当する者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の方法

試験の種目		試験の内容
第1次試験	教養試験	一般的知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験 ①時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題 ②文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる多肢選択式による筆記試験
	職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる多肢選択式による筆記試験
	論文	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論文試験
第2次試験	人物試験	人柄等についての個別面接、集団討論による試験

#### 5 試験の日時、場所及び発表

試験	日時	場所	発表
第1次試験	令和5年1月29日(日)	<b>【試験会場】</b> 長崎県市町村会館 〒850-0875 長崎市栄町4番9号  ※駐車場がありませんので交通機関を利用してください。	令和5年2月上旬頃に文書で通知します。
	入室開始 9時		
	着席 9時40分		
	<b>教養試験 10時～12時</b> (2時間)		
	休憩		
	着席 12時50分		
	<b>事務適性検査 13時</b> ～13時10分(10分)		
	<b>職場適応性検査 13時20分</b> ～13時40分(20分)		
休憩			
着席 13時50分			
<b>論文 14時～15時</b> (1時間)			
第2次試験	日時、場所等については、第1次試験合格の際にお知らせします。		

## 6 受験手続及び受付期間

受付期間	令和4年12月5日（月）から令和5年1月13日（金）の8時30分から17時まで。ただし、土曜、日曜、祝日は受け付けません。 郵送の場合は、令和5年1月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込用紙 請求先	申込用紙は、長崎県市町村総合事務組合総務課で交付します。 申込用紙を請求する際は、封筒の表に「職員採用試験受験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（A4版）を必ず同封してください。
試験の申 込方法及 び申込上 の注意	（ア）申込用紙には必要事項を記入し、長崎県市町村総合事務組合総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 （イ）申込書を郵送される方は、封書（簡易書留扱い）にしてください。 なお、郵便はがき欄にあて先を明記し、63円切手を必ず貼ってください。 （ウ）申込の際は、必ず申込書に写真を貼ってください。 写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの（縦5.5cm、横4.5cm程度のもの） （エ）写真のない場合は受け付けできません。
個人情報 の取扱い	申込者及び第1次試験合格者から取得する個人情報は、長崎県市町村総合事務組合の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

## 7 合格から採用まで

- （1）この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から長崎県市町村総合事務組合管理者によって採用者が決定されます。
- （2）合格者の数は、採用見込者数と辞退見込者数を基礎として決定します。
- （3）受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

## 8 採用予定日

令和5年4月1日

## 9 給与及び問い合わせ先

- （1）給与は、長崎県市町村総合事務組合の職員の給与に関する条例に基づいて支給されます。
- （2）長崎県市町村総合事務組合 総務課

〒850-0875 長崎市栄町4番9号（Tel：095-827-5511）